

※ 定額減税補足給付金(不足額給付)(以下、「不足額給付」という。)とは、令和6年に支給した定額減税補足給付金(当初調整給付)^注(以下、「当初調整給付」という。)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：定額減税補足給付金(当初調整給付)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

本巢市長 殿

本巢市
受付印

※本様式は、不足額給付の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
支給確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、支給確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、本巢市において支給要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に支給確認書を送付します。給付金の受給には、支給確認書の提出が必要です。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から本巢市に転入され、令和7年度個人住民税の課税自治体为本巢市であり、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例、令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
 - ・令和6年中に 本巢市から内容を確認する場合がありますので、必ず氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話可)を記入してください。

1. 申請者

※現住所と異なる場合は当時お住まいだった住所を必ず記入してください。

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
モトス タロウ	男	明治・大正(昭和)平成	本巢市早野255番地
本巢 太郎	女	50 年 12 月 1 日	電話 058 (323) 1155
令和6年1月1日時点でお住まいだった住所		令和7年1月1日時点でお住まいだった住所	
☐ 現住所と同一 ☒ 現住所と異なる(住所: 本巢市下真桑1000番地)		☒ 現住所と同一 ☐ 現住所と異なる(住所:)	

2. 振込口座(「1.申請者」名義の口座に限る。)

引っ越しなどで令和6年1月1日、令和7年1月1日の住所が現住所と異なる場合には、その時にお住まいだった住所を必ず記入してください。

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ☒ ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録することが必要。

- ☐ ② 下記の口座への振込を希望
(通帳等の写しを本様式に添付) ①か②のどちらかをご選択ください。
②を選択した場合は金融機関名(金融機関コード)、支店名(支店コード)、口座種別、口座番号、口座名義をお間違いないように通帳等を確認し、記入してください。

金融機関名		口座種別		口座番号		口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座				※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード					

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、本巢市役所福祉支援課(058-323-7752)までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☒ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 申請の支給要件に該当する場合、これに従い本巢市において算定した支給額が支給されます。本巢市における算定の結果、不足額が生じた場合には不足額給付は支給されません。

申請には誓約・同意が必要となりますので、よくご確認の上、誓約・同意できる場合にはチェックを付けてください。

ア 所得税分の所要額: 3万円×減税対象人数※1 — 令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
イ 個人住民税所得割分の所要額: 1万円×減税対象人数※2 — 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
ウ 当初調整給付の額

(これに満たない端数がある場合には切り上げる。)ーウ」

- ② 不足額給付の支給要件の該当有無を審査等するため、本巢市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ⑤ 給付種類の異なる給付金を受給している場合、支給要件を満たさない給付金を返還します。

必要な提出書類に不足が生じないように確認をしながらチェックを付けてください。

提出書類

☒ 『定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- ☒ 申請者の氏名など(表面)
☒ 振込口座(表面)
☒ 誓約・同意事項(裏面上部)
☒ 署名(裏面下部)

☒ 『本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、健康保険証(資格確認書も可)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で②をチェックした方のみ)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

◆ 以下は該当する場合に添付が必要となります ◆

☐ 当初調整給付の計算額がわかる書類をお持ちの場合

- ☐ 当初調整給付の計算額がわかる書類(支給確認書など)の写し

☐ 給付種類の異なる、支給要件を満たさない給付金を受給している場合

- ☐ 給付種類の異なる、支給要件を満たさない給付金を返還したことの証明書(領収書)

「①マイナポータルで登録済みの給付金口座(申請者名義)を利用する」にチェックをした方は不要です。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、支給確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

申請日および申請者氏名を記入してください。

令和 7 年 8 月 25 日

申請者氏名 本巢 太郎